

痴漢の疑いで捕まり、一、二審で懲役1年10カ月の実刑判決を受けた防衛医大教授が、最高裁が逆転無罪を出し、教授は大学に復職しました。痴漢の被害が多くあるのと同時に冤罪事件も他の犯罪以上に多くあるのでしょうか。冤罪事件を犯罪動機に殺人を犯すという、一般の善良な市民を犯罪者に仕立てる、サスペンスも多く出てきています。

芥川龍之介の作品に「藪の中」という小説があります。まず「検非違使(けびいし)に問われたる木樵(きこ)りの物語」から

「さようございます。あの死骸(しがい)を見つけたのは、わたしに違いございません。わたしは今朝(けさ)いつもの通り、裏山の杉を伐(き)りに参りました。すると山陰(やまかげ)の藪(やぶ)の中に、あの死骸があったのでございます。あった処でございませうか？ それは山科(やましな)の駅路からは、四五町ほど隔たって居りませう。竹の中に瘦(や)せ杉の交(まじ)った、人気(ひとけ)のない所でございます。」

と言った犯行現場の説明があり、検非違使による裁判が始まります。

裁判では、「検非違使に問われたる旅法師(たびほうし)の物語」「検非違使に問われたる放免(ほうめん)の物語」「検非違使に問われたる媪(おうな)の物語」「多襄丸(たじょうまる)の白状」「清水寺に来れる女の懺悔(ざんげ)」と被告・被害者の妻及び証人の陳述が行われ、被告の多襄丸も犯行を認め、極刑を望みますが、全ての証人の陳述がまちまちで、傍聴人の芥川龍之介にとって、この段階まで藪の中だったのでしょ。

しかし、真実が「巫女(みこ)の口を借りたる死霊の物語」で、殺された被害者の陳述が行われ、

「おれはやっと杉の根から、疲れ果てた体を起した。おれの前には妻が落した、小刀(さすが)が一つ光っている。おれはそれを手にとると、一突きにおれの胸へ刺(さ)した。何か腥(なまぐさ)い塊(かたま)がおれの口へこみ上げて来る。が、苦しみは少しもない。ただ胸が冷たくなると、一層あたりがしんとしてしまった。ああ、何と云う静かさだらう。この山陰(やまかげ)の藪の空には、小鳥一羽囀(さえず)りに来ない。ただ杉や竹の杪(うら)に、寂しい日影が漂(ただよ)っている。日影が、それも次第に薄れて来る。もう杉や竹も見えない。おれはそこに倒れたまま、深い静かさに包まれている。

その時誰か忍び足に、おれの側へ来たものがある。おれはそちらを見ようとした。が、おれのまわりには、いつか薄闇(うすやみ)が立ちこめている。誰か、その誰かは見えない手に、そっと胸の小刀(さすが)を抜いた。同時におれの口の中には、もう一度血潮が溢(あふ)れて来る。おれはそれぎり永久に、中有(ちゅうゆう)の闇へ沈んでしまった。……………」

と真実が明らかにされます。当時の陰陽師が活躍した平安の時代でしたから、人間にとっ

て分からないことでも、神様が裁いた事件も多かったのだと思います。

裁判員制度が5月に始まるのを前に、最高裁が異例の判断を下し、模範の示したかったのかもしれませんが、今回の最高裁逆転無罪判決は3対2の僅差の判決だったそうです。最高裁判事でも判断が分かれる裁判、神様が裁いたらどうなったのでしょうか。裁判員に選ばれた方々にとっては、益々悩みの多い「藪の中」の中の判決でもあったかもしれません。

最後に、毎日新聞の近事片々、「冤罪防止にハードルを」(4/16)に「3年がかりで勝ち取った逆転無罪。最高裁、車内痴漢立証のあいまいさ突く。冤罪(えんざい)防止にきちんとしたハードルを。当然だが、一方で痴漢行為の卑劣、泣き寝入り被害者たちの傷心をいささかも軽んじてはいけない。」とあり、また、時差出勤などが対策に挙げられています。こんなこと、釈迦に説法の話で、抜本的対策にもなりません。

結局は、首都圏(東京・大阪・名古屋圏)への一極集中解消が最大の解決策でしょう。しかし、これも無理な話で、神様や釈迦様が裁き、神様や釈迦様が対策を図らなければならぬとなると、本当に空しい気がします。

#### <藪の中>

黒沢明監督の名作「羅生門」(1950年、大映)は、芥川龍之介の小説「藪の中」を原作とし、同作者の「羅生門」を加えて映画化され、翌年ベネチアの国際映画祭でグランプリを受章し、世界的にも知られている。

時代は平安末期。若狭の国府の侍である金沢武弘(配役は森雅之)は、妻真砂(京マチ子)を伴って、京を立ち若狭へ向かうべく東海道を下り山科の駅を過ぎた頃、多襄丸という盗賊(三船敏郎)とすれ違う。多襄丸は行き違いに見た真砂の美しさに惹かれ、この女を奪いたいと心に思う。そこで、藪の中に、古塚を暴いて手に入れた財宝が埋めてあるが買わないかと、武弘を言葉巧みに藪の中に誘い込み、そこで、不意に組み付いて大木の根本に縄で縛り付け、口の中に竹の落葉を頬張らせて口を利けなくした上、その目の前で女を手込めにして犯す。

翌朝、男は死骸となって木樵り(志村喬)に発見されるが、女は行方が分からなくなってしまう。

一体そこで何が起こり、何があったのか。三人の当事者の語る場所は、すべて食い違っている。真相は最後まで遂に判らない。

金沢武弘の死霊が巫女の口を借りて語った話によると、盗賊は妻を手込めにした後、自分の妻にならぬかと妻を口説いていた。遂に妻は応諾すると「あの人が生きていては、貴方と一緒になれぬから、あの人を殺してくれ」と云う。それを聞くと盗賊は妻を蹴り倒し、私に「あの女を殺すか、それとも助けてやるか」と尋ねる。その言葉に妻は走り去った。盗賊は私の縄を切って去っていった。そして、私は落ちていた小刀を我が胸に突き刺した。ということらしい。



< 芥川龍之介 (1892-1927) >

小説家。号は澄江堂主人、俳号は我鬼。東京市京橋区入船町生まれ。東京帝国大学文科大学英文学科卒。

1916年12月より海軍機関学校の嘱託教官（担当は英語）として教鞭を執るかたわら創作に励み、翌年5月には初の短編集『羅生門』を刊行、その後も短編作品を次々に発表し、11月には第二短編集『煙草と悪魔』を発売。1918年、教職を辞して大阪毎日新聞社に入社。

その作品の多くは短編で、『芋粥』『藪の中』『地獄変』『歯車』など、『今昔物語集』『宇治拾遺物語』などの古典から題材をとったものが多い。また『蜘蛛の糸』『杜子春』など、童話も書いている。

芥川の業績を記念して菊池寛が芥川龍之介賞を設けた。



### 春秋：「超満員の密室犯罪」(4/16)

「押し屋」と呼ばれる仕事がある。ラッシュアワーに電車に乗りきれない客をぎゅうぎゅう押し込んでくれる、あれだ。初登場は1955年の新宿駅だという。この国の通勤風景の非人間的なること、半世紀を経ても変わってはいない。

卑劣なヤカラもいるから女性にとっては身構えっぱなしの車内だろう。いや男性だって、もし痴漢に間違われて警察にでも突き出されたら一巻の終わり、と思えば心臓が縮む。現に昨今は冤罪(えんざい)の訴えが増え、裁判での争いも少なくない。それでもまさか最高裁で逆転無罪とは……。防衛医大教授が疑われた事件だ。

痴漢は被害者の供述だけが証拠というケースが多い。この人の場合もそうだった。供述は信用できるのか、誤認ではないのか。裁判官は激論を交わしたようだ。めったなことでは動かない最高裁がこれほど証拠を再吟味したのには感心する。裁判員制度が始まるのを前に、分かりやすい司法を心掛けたのだろうか。

同じような事件について判決は「特に慎重な判断を」と述べた。冤罪防止には大きな前進だが、被害申告をためらわせはしないのか心配も残る。泣き寝入りをしてきた女性たちが勇気を奮って名乗り出るようになった歴史もあるのだ。押し合いへし合い、男も女もじっと我慢。けさも超満員の密室を恨みたくなる。

#### <押し屋>

鉄道の朝夕のラッシュ時に、列車の扉に挟まりかかった人を車内に押し込む人、および、その職業のことである。特に多くの人手が必要な通勤時間帯のみ契約している学生のアルバイトも多く、「テンポラリー」・「通対」・「学生班」と呼ばれる事もある。



満員の列車に乗ろうとしている乗客やドアからはみ出している客をホームに降ろす場合には「剥がし屋」と呼ばれる。ホームの状況次第では押し屋が剥がし屋になったり、その逆のケースも存在する。

新宿駅で初導入された当時は旅客整理係と呼ばれ、学生アルバイトが中心であった。

石田礼助が国鉄総裁在職時、アメリカの鉄道専門家と新宿駅のラッシュアワーを視察した際「押し屋」の説明を求められたものの具体的な訳が思いつかずに困惑した末、"pusher and puller"として説明をしている。「押し屋」が日本独特の職業であるエピソードともいえる。

### 天声人語：「痛勤電車」(4/16)

ひとくくりに「痛勤電車」と恨まれても、イタさは各様だ。すし詰めともなれば、つり革や握り棒にすぎるまでもない。青年の背が支えになり、おじさんの腹がクッションと化し、乗客はひとかたまりで揺れる。身を任せながら、昨今、手の位置だけは気をつけている。

痴漢の疑いで捕まり、一、二審で懲役1年10カ月の実刑判決を受けた、防衛医大教授(63)に、最高裁が逆転無罪を言い渡した。痴漢事件では過去10年、30件以上の無罪判決が出たが、さすがに最高裁は初めてという。

教授は3年前の朝、通勤の満員電車で女子高校生に突然ネクタイをつかまれる。悲劇の始まりだ。下着に手を入れた容疑だった。しかし最高裁判決は、彼女がしつこい被害から逃れようとしていないなどと、不審の目を向けた。

狂言とは思いたくない。女子高校生の思い違いとすれば、冤罪により真犯人が笑い、善人の人生が暗転したことになる。卑劣な犯罪に泣いた被害者は無罪判決をどう消化するのだろうか。

物証なし、目撃者なし、あるのは被害者の供述と容疑者の全面否認だけ。こんな「藪(やぶ)の中」で裁けるものかと思うが、検察の幹部は「泣いている人がいるのに、やらないわけにはいかない」と語る。慎重の上にも慎重に吟味するほかない。

「痴漢したでしょう」とにらまれ、一番うろたえるのは身に覚えのない場合だろう。涙声でとがめる少女を前にして、冷静に「両手のアリバイ」を立証する自信はない。女性の尊厳を踏みにじり、時に男性まで泣かせる鬼畜の病に、つける薬を知らない。

#### <痛勤電車>

通勤電車、通勤形電車に対して、混雑がひどいという意味合いで付けたもの。

通勤とは、自宅と職場(勤務先)を往復する行為をいう。特に鉄道の混雑率の高さから、これを「痛勤」ともじることがある。

「通勤」の「通」を偏違いにして掛け、ドーナツ化現象などで片道2時間以上の遠距離通勤が増加し、通勤時間帯の混雑が遠距離まで広がったことで、長時間の通勤だけで体力を消耗することを皮肉ったものでもある。

日本の朝ラッシュ時の鉄道混雑は、以前は乗車率300%を超えることも当たり前で「殺人的混雑」と評され、また世界的にも有名であった。

現在は、各種対策により、従来よりは改善されているが、それでも平均200%程度、一列車あたり250%程度と、更なる改善へ向けた取組みが望まれている。

また、痴漢防止の観点などから、大都市周辺を中心にラッシュ時に女性専用車両が設定される路線が多い。



### よみうり寸評：「痴漢という犯罪」(4/16)

「やられた」「やってない」とかく水かけ論になりがちだ。電車内の痴漢という犯罪は、捜査でも裁判でも、判断が難しい。

かつては軽微な犯罪とみなされ、被害者の女性が訴え出ても、よほど悪質で証拠も確かな件でないと、なかなか取り合ってもらえず泣き寝入りが多かった。

が、いつごろからだろうか、逆に 男性の側がやっていないのに濡（ぬ）れ衣（ぎぬ）を着せられたというケースが目立つようになってきた。それでもボクはやってない（周防正行監督）という映画もつくられた。

きのうの最高裁判決はそんな痴漢事件の過去の流れも考えさせる。電車内で女子高生に痴漢をしたとして1、2 審有罪の防衛医科大教授に逆転無罪。

裁判官3人が多数意見、2人が反対意見というきわどい審判だった。被害者の供述が唯一の証拠である場合の多い痴漢事件、改めて刑事事件の原則 疑わしきは被告人の利益にが確認された。

被害者の泣き寝入りもゆゆしいが、容疑者の無実の罪は一生を台無しにもする。取り返しがつかない。

<それでもボクはやってない>

『Shall We ダンス?』の周防正行監督が、11年ぶりにメガホンを取った本格的な社会派ドラマ。電車で痴漢に間違えられた青年が、“裁判”で自分の無実を訴える姿を、日本の裁判制度の問題点を浮き彫りにしつつ描く。ハリウッド映画『硫黄島からの手紙』に出演し、世界的に注目を集めた加瀬亮が、本作で初主演を果たす。主人公を弁護する弁護士には、瀬戸朝香、役所広司らがふんずる。3年もの歳月をかけて“裁判”について取材した監督が、現代の日本における“裁判”の現実を突きつける。

あらすじはフリーターの金子徹平（加瀬亮）が、通勤ラッシュの電車で女子中学生から「痴漢したでしょ」と訴えられるところから始まる。まったく身に覚えのない金子は、話せば分かってもらえると思い、大人しく駅の事務室に行った。しかし、「ボクはやってない!」という訴えもむなしく、そのまま警察に連行されてしまう。その日から、留置所暮らしを余儀なくされた金子の無実を訴える戦いが始まった。(シネマトゥデイ)



<周防正行 (1956- ) >

映画監督、脚本家。東京都出身。

立教大学文学部フランス文学科卒業。立教大学在学中に蓮實重彦の映画論の講義に出席し大きな影響を受ける。

大学卒業後、映画製作を目指し『神田川淫乱戦争』(黒沢清監督・1983年)等の助監督を務めた後に、1984年に『変態家族 兄貴の嫁さん』で監督デビュー。

1989年、修行僧達の日常と青春を描いた『ファンシイダンス』で注目を浴び、1991年に大学の弱小相撲部を舞台にした『シコぶんじゃった。』を製作。

1996年に『Shall we ダンス?』で日本アカデミー賞の監督賞と脚本賞を受賞。ピーター・チェルソム監督によるリメイク(『Shall We Dance』・2004年)が制作されるに至っている。



### 毎日社説：「最高裁で無罪 痴漢締め出す環境を」(4/16)

東京の小田急線の電車内で痴漢を働いたとして強制わいせつ罪に問われた大学教授に、最高裁第3小法廷が異例の逆転無罪を言い渡した。

判決は客観証拠を得にくいことなど痴漢事件の特性を指摘した上で、「特に慎重な判断が求められる」と強調した。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則を徹底するように求めたものと言える。冤罪(えんざい)防止の観点からは当たり前と映る判示だが、裁判員裁判のスタートを前に、厳罰化の風潮の中で軽んじられないことがないように、最高裁が警鐘を鳴らしたと受け止めたい。

痴漢事件の容疑者は「推定有罪」として扱われがちだ。女性が恥ずかしさをおして被害を訴えるには勇気が必要で、その分、証言の信ぴょう性は高いと評価されるからだ。実際は別人の犯行を装う巧妙な手口に、被害者や目撃者が誤認することも珍しくないのだが、犯人に擬せられると、判決が指摘するように、有効な防御は容易でない。

警察は繊維片など証拠品の採取や目撃者の確保に努めているが、証拠がないからといって無実の証明とはならず、結果的に被害者の証言が重要視されてしまう。痴漢は有罪無罪のどちらも立証が難しいやっかいな犯行で、付け入るように示談金目当ての虚偽申告も相次ぐ。疑われたくないと多くの男性がつり革や手すりを両手で握る“バンザイ通勤”を励行しているのが実情でもある。拘置を嫌って、無実なのに犯行を認めて罰金刑に応じる人も少なくない。

こうした司法の機能不全状況は、早急に改められねばならない。今回の判決を機に、捜査の適正化が進むことを期待したいが、一方で被害女性が訴えを控えたり、捜査が消極的になる事態を招いてはならない。

警察当局は多発する時間や区間の警乗に力を入れて摘発と抑止に努め、同時に発生への即応態勢を整えて証拠類の収集に万全を期すべきだ。この際、自白偏重主義と裏表の関係にある長期間の拘置に頼る捜査を改め、証拠に基づく立証に徹すべきでもある。事件現場に居合わせた乗客らも痴漢を共通の敵と心得て、進んで捜査に協力したい。容疑者検挙より犯行の防止、中止を優先する対応も重要だ。不審な動きを察知したら注意し、被害者も振り払ったり、声を上げる勇気を持ってほしい。

痴漢の元凶は、人権を無視した満員電車にある。鉄道各社は輸送力増強に努め、効果を検証しながら女性専用車両の増結なども検討すべきだ。ラッシュ時間が限られていることを注視し、企業などは時差通勤にも本腰を入れたい。卑劣な痴漢行為に泣かされる被害者をなくすため、社会を挙げての対策が求められる。

#### <バンザイ通勤>

『痴漢「冤罪裁判」 男にバンザイ通勤させる気か!』という本が出版されている。著者は池上正樹。

要旨では「もし、あなたが痴漢に間違われたらどうしますか……。痴漢撲滅キャンペ

ーンの96年頃から痴漢犯の摘発が急増。だが、中には示談金目当ての悪質な女性や、誤認逮捕も増えている。痴漢冤罪に巻き込まれたら、膨大な裁判負担、信用失墜、さらに解雇の可能性も……。男性にとって、まさに人生を揺るがす大打撃なのである。」と述べられている。

更に、実際に痴漢冤罪に巻き込まれた男性たち取材し、当時の状況、裁判の過程をはじめ、無実の被害者と家族の苦悩と戦いの日々を追い、痴漢に間違われなかったためのアドバイスも掲載しているということで、サラリーマン必読の書だそうだ。

